

報 道 発 表

平成 27 年 1 月 21 日
財務省
経済産業省

株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫の在り方
についての方針を公表します

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 67 号)附則第 2 条、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 54 号)附則第 3 条、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)」等を受け、株式会社日本政策投資銀行(以下「日本政策投資銀行」という。)及び株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組合中央金庫」という。)の在り方について、下記の方針を確認し、政府部内で調整の上、次期通常国会に法律案を提出するほか、所要の措置を講ずることとします。

記

日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫(以下「両機関」という。)の完全民営化の方針を維持しつつ、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給促進及び大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期す観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、両機関の在り方をそれぞれ次のように見直します。

(1) 日本政策投資銀行

日本政策投資銀行は、成長資金を集中的に供給する新たな投資の仕組みを創設し、政府による新規出資を受けて、この新たな投資を 2020 年度まで行い、その後 5 年間を目途としてこの新たな投資に関する業務を終了します。この業務が継続している間、適確な業務運営の確保のため、政府は、日本政策投資銀行の株式の 2 分の 1 以上を時限的に保有します。

民間による危機対応が十分に確保されると見込まれるまでの間、日本政策投資銀行に危機対応業務の実施を義務付けるとともに、政府が日本政策投資銀行に新規出資できる期限も延長します。これらの措置を行っている当分の間、危

機対応業務の適確な実施のため、政府は、日本政策投資銀行の株式の3分の1超を保有します。

(2) 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫は、戦略的な海外展開等のためのリスクの高い資金供給や地域経済への波及力の高い地域中核企業への支援を強化しつつ、民間への呼び水効果や民間による資金供給等を年々チェックします。

民間による危機対応が十分に確保されると見込まれるまでの間、商工組合中央金庫に危機対応業務の実施を義務付け、政府が商工組合中央金庫に新規出資できる期限も延長します。商工組合中央金庫の政府保有株式が既に半数未満(46%)となっていることも踏まえ、これらの措置を行っている当分の間、政府は、商工組合中央金庫について、危機対応業務の適確な実施のため、必要な株式を保有します。具体的な株式の処分・保有の割合については商工組合中央金庫に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、商工組合中央金庫の資金調達等を含む財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化、民間金融機関の危機対応の状況を勘案して判断します。

(3) 共通事項

両機関の役割は民間における金融等の状況に応じて変化していくものであり、適当な時期に改めて検討を行います。

これらの措置が市場規律の尊重と民業補完の前提の下に実施されるよう対応策を検討・実施します。

(以上)

【問い合わせ先】

財務省大臣官房政策金融課(企画)

担当: 野元、長瀬

電話: 03-3581-4111(内線6326、6325)

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課

担当: 瀧島

電話: 03-3501-1511(内線5271)